

令和8年 第2回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年2月24日 午後3時00分から午後4時30分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（14名）

会長
会長代理

3番	船	川	由	孝
2番	松	島	政	雄
1番	新	井	智	子
4番	伊	丹		栄
5番	植	竹	一	寿
6番	石	川		広
7番	野	川		博
8番	江	森	敦	夫
9番	熊	谷	隆	夫
10番	倉	持	昭	夫
11番	増	田	隆	司
12番	眞	中	一	夫
13番	山	中		栄
14番	増	山	勝	一

農地利用最適化推進委員（5名）

丸	山	洋	之
富	山	悦	雄
梅	山	友	行
石	関		功
小	川		肇

4 欠席委員（1名）

農地利用最適化推進委員 小池昭三

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

6 事務局

局長 宮澤徳久 主幹 栗山浩史 主任 松本真由美 主任 沢村武士

開会 午後3時00分

◆事務局

令和8年第2回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日は、課長が議会对応のため、進行につきましては、事務局の〇〇が務めさせていただきますと存じます。よろしくお願いいたします。

本日の農業委員の出席は14名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

また、本日の農地利用最適化推進委員の出席は5名です。

それでは、開会に先立ちまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆事務局

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり進めることとなっています。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、議事録の確認を行います。今回は、令和7年第12回12月の総会議事録を確認します。

何かご意見等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、令和7年第12回12月の総会議事録の確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、1番の新井委員、2番の松島委員をお願いします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は14件でございます。

場所については、資料2、No.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 上高野字菩薩前〇〇外1筆、登記地目、現況地目ともに畑、合計面積 641㎡、譲受人 上高野〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 上高野〇〇 〇〇〇〇

本案件は、母である譲渡人から子である譲受人に農地を贈与するための申請です。

このことから、譲渡理由は経営移譲、譲受理由は経営継承としてあります。

譲受人の耕作面積 853㎡、家族数 2人 耕作者数 1人

所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

2月15日、現地の確認をするため、お宅に伺い譲受人に話を伺いました。譲渡人、譲受人は親子です。譲渡人は、89歳の高齢であり、畑や庭木の管理は譲受人がやっています。小さな面積ではありますが、ぶどう、柿、オリーブの木が植えられており、よく管理されています。

今回の申請は譲渡人から譲受人への経営移譲です。問題はないものと思います。

皆様のご審議、よろしく申し上げます。

◆会長

1番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

1番の案件は承認されました。

続いて、次の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

2番から12番について、譲受人が同一人のため、まとめてご説明申し上げます。

説明に先立ちまして資料の訂正が1点あります。

当初、本案件は2番から12番の計11件でしたが、6番の案件について、申請者より申請取下げの申出がありましたので、審議案件は全部で10件となります。

については、6番に関する案件は今回の総会における審議対象外となりますことを申し

添えます。

また、資料の訂正が間に合わなかったことについてもお詫び申し上げます。

なお、取下げの理由は、関係者間の協議が整わなかったためです。具体的には農地法第3条の許可要件である自ら耕作することについて、本申出時において、現在の耕作者が今後、数年間は引き続き耕作を継続したいとの意向を示されたことから、(株)〇〇が当該農地を耕作しないこととなったため、申請を取り下げるに至ったものです。

それでは、説明を続けます。

場所については、資料2、No.2をご覧ください。

まず、市外から外国府間地区へ参入することになりました(株)〇〇が関わる本案件についての概要をご説明申し上げます。

外国府間地区は、パイプライン等の基盤整備がされている地区ですが、近年、パイプライン内に砂や泥が堆積し、農繁期に十分な用水量を確保することが困難な状況となっています。この影響により、地区一帯を大規模に耕作していた担い手から撤退の意向が示され、現在は既に撤退が完了しています。加えて、地元の後継者が不在であることから、地区として営農継続が困難な状況が生じています。この状況については、地域計画の協議の場において地元区長から市に対し相談が寄せられていました。

そのような中、経営規模の拡大を検討していた(株)〇〇から、じゃがいもの栽培に適した農地はないかとの問合せがありました。市として、本件は地域課題解決の契機となり得るものと判断しました。また、畑作であれば、水稻ほど多量の用水を必要としないため、当該地区の水利事情とも整合するものと考えます。

(株)〇〇の参入について、地元区長及び役員へ説明したところ、参入してほしいとの意向が示されたことから、外国府間地区において(株)〇〇が地元説明会を開催し、新規参入することについて地元地権者の皆様から賛同を得ることができています。

主としてじゃがいもを作付する計画となっていますので、現況が田である農地については、畑作に適するよう農地改良を行う必要があります。外国府間地区において所有権移転を予定している農地は最終的に約9haとなる見込みですが、農地改良は、原則として1回の申請につき2haまでとされていることから、全体を5工区に分割し、段階的に実施する計画としました。今回はそのうち第1工区に関わる農地法第3条許可申請についてご審議いただくものとなっています。

資料1の説明を続けさせていただきます。

2番から12番まで(株)〇〇の案件となります。まとめてご説明申し上げます。

番号2から12、6番は除きます。

土地の所在 外国府間字堤内〇〇外9筆、登記地目、現況地目ともに田、面積合計17,409㎡、譲受人 春日部市〇〇 (株)〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 外国府間

〇〇 〇〇〇〇外 9 名

本案件は農地所有適格法人である（株）〇〇がじゃがいもの作付をするため、農地の維持管理に困っている 10 名の方から農地を譲り受けるものです。今後、農地改良を行い、田から畑にして耕作をする予定となっています。

譲渡理由は経営困難、譲受理由は経営規模拡大としてあります。

譲受人の耕作面積 64,086㎡、耕作者数 8 人

所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

なお、（株）〇〇は、農地所有適格法人として春日部市及びさいたま市において適正に農業経営をしていることを確認しています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

事務局より、概要、経緯等について詳細な説明がありましたように、今回の農地法第 3 条の申請について、農地の譲渡人並びに譲受人の協議が整っている案件です。

また、事前に農業委員会事務局との調整も済んでいるものであり、問題はないと思われます。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。よろしくお願いします。

◆会長

2 番から 12 番の案件について、何か質問等ございますか。

（なしの声あり）

それでは、2 番から 12 番の案件について、承認することよろしいですか。

（異議なしの声あり）

2 番から 12 番の案件は承認されました。

続いて、13 番の案件に移ります。

本案件は私の関係する案件となりますので、一時席を外させていただきます。存じます。

なお、議事進行については、会長代理にお願いしたいと思います。

会長代理、よろしくお願いします。

◆会長代理

それでは、会長に代わりまして、議事進行を務めさせていただきます。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

場所については、資料2、No.3-①及び②をご覧ください。

番号13、土地の所在 戸島字中原裏〇〇外1筆、登記地目、現況地目ともに田、合計面積 4,433㎡、譲受人 神扇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 戸島〇〇 〇〇〇〇

本案件は、譲受人が以前から耕作していた農地について、正式に譲り渡すものです。

このことから、譲渡理由は経営困難、譲受理由は経営規模拡大としてあります。

譲受人の耕作面積80,643.6㎡、家族数6人 耕作者数3人

所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

以上です。

◆会長代理

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

先日、申請地の現況を確認しました。譲受人が譲渡人から借り受けて以前から耕作している農地でございまして、隣接する田の状況と同様に、非常に雑草もなくきれいに耕耘されていました。日頃から農地として健全に維持管理されているという様子がうかがえます。

次に、譲渡人ですが、なかなかお電話がつながらず、ご自宅にも何度かお伺いしたのですが、ご不在でしたので代理人を通じて連絡を取り、お聞きしたお話によりまして、現在、ご本人は農業には全く従事されていないということで、後継者もなく、年齢的にも今後も農業を営む見込みはないということで、いずれ農地を処分したいと考え、今回の申請に至ったとのことでございます。

一方、譲受人は、幸手市の農業を支える代表的な担い手の一人でございますので、今回、譲渡人から依頼を受けて申請地を自ら取得することによりまして、これまで以上にしっかりと申請地の農作に取り組みまれて、地域農業の振興にもさらにつながるものと思います。

以上の理由から、今回の申請内容について問題はなく、妥当であると思います。

◆会長代理

13番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、13番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

13番の案件は承認されました。

それでは、会長にお戻りいただきたいと思います。

◆会長

続いて、14番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

14番の案件については、農地の交換によるもので、申請は2件提出されておりますが、一つの案件としてご説明申し上げます。

場所については、資料2、No.4-①及び②をご覧ください。

番号14-①、土地の所在 惣新田字東川〇〇、登記地目、現況地目ともに田、面積919㎡、譲受人 惣新田〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 惣新田〇〇 〇〇〇〇

譲受人の耕作面積 13,605㎡、家族数 3人 耕作者数 1人

所有権移転となります。

続きまして、

番号14-②、土地の所在 惣新田字東川〇〇、登記地目、現況地目ともに田、面積881㎡、譲受人 惣新田〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 惣新田〇〇 〇〇〇〇

譲受人の耕作面積 1,823㎡、家族数 1人、耕作者数 1人

所有権移転となります。

本案件は、〇〇さんと〇〇さん所有の農地の交換による申請です。お互いの農地を交換することにより、ご自身の農地と近くなり一体で管理しやすくなるため申請するに至ったものです。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

事務局からの説明のとおり、これはお互いの農地の交換でございます。

2月15日に〇〇さんと〇〇さん宅に訪問させていただき、それぞれのお話を伺って、現地を案内していただきました。

〇〇さん、〇〇さんともに同じ地区でご自宅も隣同士でございます。お互い兼業農家として代々続いています。

今回、申請の土地について説明します。

この土地は、土地改良事業により換地処分されました。〇〇さんの田んぼが、〇〇さんの田んぼの隣接地に割り当てられ、〇〇さんの田んぼは、〇〇さんの田んぼの隣接地に割り当てられたわけでございます。しかしながら、今後、耕作をする上で、やはりお互いに自分の農地に近いところがよいのではないかとということで、お互い話し合いまして、このたび交換することに至ったそうです。

土地の面積については、38㎡の差があるわけですが、これは無償でお互いに交換し合おうということになったそうです。交換ということで、特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

14番の①及び②の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、14番の①及び②の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

14番の①及び②の案件は承認されました。

続いて、15番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

場所については、資料2、No.5-①及び②をご覧ください。

番号15、土地の所在 外国府間字堤内〇〇外1筆、登記地目、現況地目ともに田、
合計面積 6,131㎡、譲受人 外国府間〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 外国府間〇〇 〇〇
〇〇

本案件は、譲渡人が所有している農地について、以前から耕作をしてもらっている譲受人に譲渡したい旨の相談をしたところ、快く引き受けてもらえたことによる申請となっています。

このことから、譲渡理由は経営規模縮小、譲受理由は経営規模拡大としてあります。

譲受人の耕作面積 5,119㎡、家族数 2人 耕作者数 1人

所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

2月18日に譲受人にお話を伺い、現地を確認してまいりました。譲渡人は親戚で、譲受人の甥にあたります。会社勤めをしているため、申請地は以前より譲受人が耕作していました。今回、譲渡人から申請地について譲渡の相談があり、申請に至りました。

農機具も揃っており、申請地は所有権移転後も同様に田として利用するため、特に問題はないと考えます。

以上です。

◆会長

15番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、15番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

15番の案件は承認されました。

議案第1号は終了します。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は2件でございます。

場所については、資料2、No.6をご覧ください。

番号16、土地の所在 千塚字香取〇〇外3筆、登記地目、現況地目ともに畑、合計面積 420.97㎡、譲受人 千塚〇〇 (株)〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 千塚〇〇 〇〇〇〇、転用目的 資材置場

農地区分は第2種農地となります。

所有権移転となります。

資料3の配置図をご覧ください。

申請地は、主にトラックからの荷下ろしをするための駐車スペース及び社用車用駐車場、台車、カーゴ置場のために利用する計画となっております。この場所を使用することができれば、手狭となった本社の作業スペースが確保でき、効率よく作業ができるようになるため、申請に至ったとのことです。

また、今回の申請は、〇〇の地目宅地1.2㎡と合わせて全体面積422.17㎡で利用する計画となります。

この案件については、あらかじめ春日部農林振興センターに資料を確認していただいております。許可の見込みがあることを確認しています。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準ともに満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

2月19日、代理人に電話で申請内容を伺い、現地を確認しました。

この土地は、長年畑としては利用されておらず、譲渡人は、何か利用価値があれば譲りたいと考えていたところ、今回、譲受人から資材置場としてのお話をいただき、申請に至ったそうです。

譲受人の会社は、大手リース会社がリースアップしたOA機器の仕入れを行い、クリーンアップして再販売する業務をしています。現在の本社は申請地から200m西側にあり、敷地は非常に狭く、本社内の倉庫に機器等を保管し賄ってきましたが、取扱量の増加に伴い、その場所の確保が急務とのことでした。

許可申請の立地条件としても、市街化区域や市街化調整区域の農地、非農地等候補地を探しましたが、他に条件に見合う土地が見つからず、今回の候補地に至ったとのことです。

一般基準の目的実現の確実性や周辺農地への影響についても特段問題はないものと思います。

補足でございますが、計画地に一体利用地として宅地1.2㎡があります。ここには農地の南側に隣接する賃貸の店舗の浄化槽と排水管が埋設されていますが、このことについては譲受人と承諾書を交わし、了解を得ているとのことでした。

以上です。

◆会長

16番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、16番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

16番の案件は承認されました。

続いて、17番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

場所については、資料2、No.7をご覧ください。

番号17、土地の所在 天神島字轡瀬〇〇、登記地目、現況地目ともに田、面積115㎡、譲受人 天神島〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 川口市〇〇 〇〇〇〇、転用目的

敷地拡張、農地区分は10ha以上の広がり農地ということで、第1種農地となります。
所有権移転となります。

申請地について、住宅の敷地が狭く、車の出入りや旋回が難しいため、隣地の地権者で姪の譲渡人に相談し、譲り受けに至ったものです。

また、今回の申請は〇〇の地目宅地360.79㎡と合わせて、全体面積475.79㎡で利用する計画となります。

資料3の配置図をご覧ください。

申請地に接する農地は、北東部分の一部となっており、農地に接する部分についてはコンクリートブロックを新設する計画となっていますので、土砂及び雨水の流出等による周辺への影響はございません。

この案件については、あらかじめ春日部農林振興センターに資料を確認していただき、許可の見込みがあることを確認しています。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準ともに満たしていると考えています。
以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。
〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

この案件については、2月16日、譲受人にお話をお伺いしまして、現地確認をいたしました。

転用目的は自宅に隣接する農地の敷地拡張であり、盛土や掘削等の大規模な造成は行わない計画です。

また、周辺農地への雨水や土砂等の流出がないよう対策を講じるとのことでございます。

以上のことから問題はないと思いますので、皆様のご審議をお願いします。

◆会長

17番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、17番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

17番の案件は承認されました。

議案第2号は終了します。

続いて、議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてご説明申し上げます。

今回の農地中間管理事業の権利の設定を受ける借受人は3名となっています。
以上です。

◆会長

1番から4番については、吉田地区の案件となりますが、地区の推進委員の〇〇委員がご欠席のため、説明については、事務局からお願いします。

◆事務局

今回申請のありました1番から4番までの借受人である〇〇〇〇さんについては、以前から耕作をされており、特段問題はないものと考えています。また、本件については、〇〇委員からその旨事前に連絡をいただいています。

以上です。

◆会長

1番から4番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

5番から7番の案件については、私の関係する案件を含みますので、一時席を外させていただきますたく存じます。

なお、議事進行については会長代理にお願いしたいと思います。

会長代理、よろしくをお願いします。

◆会長代理

それでは、会長に代わりまして、議事進行を務めさせていただきます。

5番から7番については、八代地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

今回、八代地区の借受人は個人が1名、法人が1社となります。いずれも問題はないと思います。

以上です。

◆会長代理

5番から7番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

会長にお戻りいただきたいと思います。

◆会長

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、意見なしということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

議案第3号については承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域の農地転用4条の届出1件を報告する)

◆会長

続いて、報告第2号について、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域の農地転用5条の届出3件を報告する)

◆会長

大変お疲れ様でした。

皆様のご協力により、全ての議事が終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

ありがとうございました。

議会の関係で総会に遅れましたこと大変申し訳ありませんでした。

続いて、次第5のその他に移らせていただきます。

(事務局から事務連絡を行う)

皆様、お疲れ様でした。

最後に、閉会にあたりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長代理、よろしく願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後4時30分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和8年5月26日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 新 井 智 子

署名委員 松 島 政 雄